

二本松土木事務所 道路等維持管理業務委託 公募型プロポーザル方式募集要領 〈令和8年度版〉

1 目的

この要領は、地域の安全・安心を守るため、迅速で円滑に包括的維持管理業務が実施できる体制を確保することを目的に、二本松土木事務所道路等維持管理業務委託（以下「本業務」という。）において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、業務委託候補者を募集・決定する際の手続きについて必要な事項を定めたものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

二本松土木事務所 道路等維持管理業務委託

(2) 業務内容

本業務は、二本松土木事務所が管理する二本松市内の次に掲げる道路、河川等の維持管理業務とする。

【単価契約】

① 道路維持補修業務	22 路線 L= 197.5 k m
② 舗装維持修繕業務	22 路線 L= 197.5 k m
③ 河川維持管理業務	24 河川 L= 179.8 k m
④ 砂防施設維持管理業務	N= 19 河川・溪流
⑤ 急傾斜施設維持管理業務	N= 31 箇所
⑥ 除雪業務	20 路線 L= 173.7 k m

【総価契約】

- ① 道路除草業務、② 道路植栽管理業務、③ スノーポール設置撤去業務、
④ 監理業務 一式

(3) 履行期限

令和8年4月1日から令和9年3月31日限り

(4) 業務の規模

参考業務規模は過年度実績を参考とし、単価契約と総価契約の合計で概算額は250百万円程度を想定している。

3 参加資格等

業務提案書を提出する者は、事業協同組合（以下「協同組合」という。）又は共同企業体であって、協同組合は(1)の要件を、共同企業体は(2)の要件をすべて満たしている者とする。

(1) 協同組合

- ア 定款で道路等の維持管理の共同受注を目的としていること。
- イ 組合員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 協同組合は、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種（土木工事

業、とび・土工工事業、舗装工事業及び造園工事業) の許可を得ている者であること。又は、同要件を満たしている1者以上の組合員を含むこと。

(建設業許可書の写しを公募型プロポーザル方式提出書類送付書(様式3-1)に添付すること。)

エ 協同組合は、募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

オ 組合員は、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

カ 組合員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

(ア)役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)。

(イ)暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

(ウ)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

(エ)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

(オ)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

(カ)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

キ 組合員は、県税を滞納している者でないこと。

ク 組合員は、消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

ケ 組合員は、福島県令和7・8年度工事等請負有資格業者名簿の一般土木工事のA等級に登録されている者を1者以上含むこと。

コ 組合員の数は3者以上とし、二本松市内に本店を有する組合員が2者以上含まれていること。

(建設業許可書、法人登記簿等証明できるものの写しを公募型プロポーザル方式提出書類送付書(様式3-1)に添付すること。)

- サ 協同組合は、過去5年間に国又は地方公共団体から次に示す4業務のすべてを受注した実績（元請けとしての実績に限る）があること。又は4業務を受注した実績（元請けとしての実績に限る）がある組合員を含むこととし、4業務の受注については、単独又は複数者の別は問わない。
- ① 同種業務：道路維持補修業務、舗装維持修繕業務、河川等維持管理業務
- ② 除雪業務
- （実績等の確認できる資料は、受託業務実績表（様式5-2）によるものとする。）
- シ 二本松市内に主任技術者を1名以上配置できる者であること。（主任技術者の正・副を問わない）
- なお、主任技術者とは建設業法でいう主任技術者と同等の資格要件を有するものとする。
- （主任技術者の名簿は、主任技術者業務実績表（様式5-1-1）によるものとする。）
- ス 平成17年市町村合併以前の旧二本松市、旧安達町、旧東和町、旧岩代町（以下「旧市町村」という。）に業務担当者を各1名以上、作業員を各2名以上配置できる者であること。
- （業務担当者及び作業員の名簿は、業務担当者・作業員業務実績表（様式5-1-2、3）によるものとする。）
- セ 除雪作業期間（11月1日から3月31日）においては、旧市町村に除雪の情報連絡員を各1名以上、二本松市内に除雪機械のオペレータを22名以上配置できる者であること。
- 除雪機械のオペレータは、凍結抑制剤散布車について大型自動車免許保有者1名以上、その他機械は大型特殊自動車免許保有者21名以上とする。
- （情報連絡員及び除雪機械オペレータの名簿は、情報連絡員・除雪機械オペレータ業務実績表（様式5-1-4、5）によるものとする）
- ソ 除雪作業期間（11月1日から3月31日）においては、二本松市内に借上除雪機械としてモーターグレーダ（3.1m級以上）、ホイールローダ（0.5m³級以上）又はこれらと同等の能力を有する除雪機械を合わせて13台以上を配置できる者であること。
- （借上除雪機械は、借上除雪機械一覧表（様式5-3）によるものとする）
- タ 本業務に関する安全性の確保、品質の確保及び業務改善のためモニター調査に協力できる者であること。
- チ 組合員は、プロポーザルに参加する他の協同組合の組合員又は共同企業体の構成員と重複してはならない。
- ツ 組合員のうち契約日時点で入札参加資格制限措置期間中の者は、当該期間中に管理業務を行わせてはいけない。
- （2）共同企業体
- ア 構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- イ 代表構成員は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種（土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び造園工事業）の許可を得ている者であること。
(建設業許可書の写しを公募型プロポーザル方式提出書類送付書(様式 3-1)に添付すること。)
- ウ 構成員は、募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- エ 構成員は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続き開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更正手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- オ 構成員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- (ア) 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
- (イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- カ 構成員は、県税を滞納している者でないこと。
- キ 構成員は、消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- ク 構成員は、福島県令和 7・8 年度工事等請負有資格業者名簿の一般土木工事の A 等級に登録されている者を 1 者以上含むこと。
- ケ 構成員の数は 3 者以上とし、二本松市内に本店を有する構成員が 2 者以上含まれていること。
(建設業許可書、法人登記簿等証明できるものの写しを公募型プロポーザル方式提出書類送付書(様式 3-1)に添付すること。)

- コ 全ての構成員の出資比率が、均等割の10分の6以上であること。なお、代表構成員は出資比率が構成員中最大であること。
- サ 共同企業体は、過去5年間に国又は地方公共団体から次に示す4業務のすべてを受注した実績（元請けとしての実績に限る）がある構成員を含むこととし、4業務の受注については、単独又は複数者の別は問わない。
 - ① 同種業務：道路維持補修業務、舗装維持修繕業務、河川等維持管理業務
 - ② 除雪業務

（実績等の確認できる資料は、受託業務実績表（様式5-2）によるものとする。）
- シ 二本松市内に主任技術者を1名以上配置できる者であること。（主任技術者の正・副を問わない）

また、主任技術者とは、建設業法でいう主任技術者と同等の資格要件を有するものとする。

なお、主任技術者は代表構成員、構成員からの選任は問わない。

（主任技術者の名簿は、主任技術者業務実績表（様式5-1-1）によるものとする。）

- ス 平成17年市町村合併以前の旧二本松市、旧安達町、旧東和町、旧岩代町（以下「旧市町村」という。）に業務担当者を各1名以上、作業員を各2名以上配置できる者であること。
(業務担当者及び作業員の名簿は、業務担当者・作業員業務実績表（様式5-1-2、3）によるものとする。)

- セ 除雪作業期間（11月1日から3月31日）においては、旧市町村に除雪の情報連絡員を各1名以上、二本松市内に除雪機械のオペレータを22名以上配置できる者であること。

除雪機械のオペレータは、凍結抑制剤散布車について大型自動車免許保有者1名以上、その他機械は大型特殊自動車免許保有者21名以上とする。

（情報連絡員及び除雪機械オペレータの名簿は、情報連絡員・除雪機械オペレータ業務実績表（様式5-1-4、5）によるものとする）

- ソ 除雪作業期間（11月1日から3月31日）においては、二本松市内に借上除雪機械としてモーターグレーダ(3.1m級以上)、ホイールローダ(0.5m³級以上)又はこれらと同等の能力を有する除雪機械を合わせて13台以上を配置できる者であること。
(借上除雪機械は、借上除雪機械一覧表（様式5-3）によるものとする。)
- タ 本業務に関する安全性の確保、品質の確保及び業務改善のためモニター調査に協力できる者であること。
- チ 構成員は、プロポーザルに参加する他の協同組合の組合員又は共同企業体の構成員と重複してはならない。

4 プロポーザルの評価項目・配点

プロポーザルの評価項目・配点は、下表のとおりとする。

評価項目	評価着眼点		判断基準
予定技術者 (70点)	主任技術者 (正・副を問わない)	技術者が有する 技術者資格及び その分野 ①又は②(10点) ③又は④(5点)	①1級土木施工管理技士 ②1級建設機械施工技士 ③2級土木施工管理技士 ④2級建設機械施工技士 ※上記以外は評価しない。
		過去5年間の同 種かつ除雪業務 の実績内容 (5点)	①同種業務かつ除雪業務の実績が ある ※上記以外は評価しない。
		配置 (5点)	①専任で1名以上配置する ※上記以外は評価しない。
様式5-1-1「主任技術者業務実績表」			
業務担当者	技術者が有する 技術者資格及び その分野 ①(10点) ②(5点)	①1級土木施工管理技士(4名以上) ②1級又は2級土木施工管理技士(4名以上) ※上記以外は評価しない。	
	過去5年間の同 種業務の実績内 容 (5点)	①同種業務のいずれかの実績があ る。(4名以上) ※上記以外は評価しない。	
	配置 (5点)	①8名以上配置する ※上記以外は評価しない。	
様式5-1-2「業務担当者業務実績表」			
作業員	技術者が有する 技術者資格及び その専門分野 ①(10点) ②(5点)	①作業員：大型自動車免許(8名以上) ②作業員：大型自動車免許(4名以上) ※上記以外は評価しない。	
	過去5年間の同種 業務の実績内容 ①(10点) ②(5点)	①作業員：同種業務のいずれかの 実績がある(8名以上) ②作業員：同種業務のいずれかの 実績がある(4名以上) ※上記以外は評価しない。	
	配置 ①(10点) ②(5点)	①作業員16名以上配置する。 ②作業員12名以上配置する。 ※上記以外は評価しない。	
様式5-1-3「作業員業務実績表」			

評価項目	評価着眼点	判断基準
借上機械 (20点)	除雪機械 ① (20点) ② (10点)	①モータークリーダー(3.1m級以上)、ホイールロータ(0.5m3級以上)又はこれらと同等の能力を有する除雪機械を合わせて15台以上。 ②モータークリーダー(3.1m級以上)、ホイールロータ(0.5m3級以上)又はこれらと同等の能力を有する除雪機械を合わせて14台。 ※上記以外は評価しない。
様式5-3 「借上除雪機械一覧表」		
地域における 管理精通度 (20点)	過去5年間の受注業務実績 ① (20点) ② (10点)	協同組合又は共同企業体は、 ①二本松市内で全ての同種業務かつ除雪業務について受注実績がある。(組合員又は構成員の実績がある場合を含む。) ②二本松土木事務所管内(二本松市内を除く)で全ての同種業務かつ除雪業務について受注実績がある。(組合員又は構成員の実績がある場合を含む。) ※上記の「業務」は、国又は地方公共団体の発注業務とする。 ※上記以外は評価しない。
様式5-2 「受託業務実績」		
本業務における組織体系に対する提案 (40点)	① 明確な指揮系統 (20点)	休祝日及び夜間を問わず維持管理業務の実施が必要な際に確実に連絡がとれ、円滑に作業を実施できる指揮系統・連絡体制が明確である提案に対して優位に評価する。
	② 緊急時等の迅速で確実な対応力 (20点)	緊急時、気象警報発令時、震度5以上の地震が発生した場合に際して、迅速で確実な組織体制や人員の配置がなされている提案に対して優位に評価する。
様式4-1 「提案書一本業務における組織体系に対する提案」		
本業務における安全管理に対する提案 (20点)	本業務における安全確保並びに施工上の留意すべき点及び危険・注意箇所の把握	二本松市内の地域特性を把握し業務の安全確保を図る施工上の留意点及び危険・注意箇所等が明示されている提案に対して優位に評価する。
様式4-2 「提案書一本業務における安全管理に対する提案」		

評価項目	評価着眼点	判断基準
道路等の維持管理に対する提案 (30点)	①効果的・効率的な業務の実施(発注者との連携強化) (10点)	発注者との連携強化を図るための提案に対して優位に評価する。
	②効果的・効率的な業務の実施(業務作業の年間計画と進捗管理) (20点)	季節や行事等を視野に入れた年間の維持管理業務の計画と業務を確実に行うための進捗管理に係る提案に対して優位に評価する。
様式4-3 「提案書－道路等の維持管理に対する提案」		

計 200点

5 手続等

(1) 事務局

〒964-0915 二本松市金色424番地1

福島県二本松土木事務所 業務課

電話番号 0243-22-1151

ファクシミリ 0243-62-2019

電子メール nihonmatsu.doboku@pref.fukushima.lg.jp

(2) 募集要領等の配布期間及び方法

ア 配布期間

令和8年2月10日(火)から令和8年2月24日(火)までとする。ただし、手交による場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時までとする。

なお、郵送による配布を希望する場合は、請求が配布期間内着のものについて配布する。

イ 配布方法

次のいずれかの方法とする。

(ア) ホームページからダウンロードする場合

県北建設事務所のホームページのURLにアクセスし、ダウンロードする。

URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41310a/>

(イ)手交とする場合

上記(1)に電話連絡のうえ、電子データ保存用の未使用のCD-Rを上記(1)の場所に持参すること。CD-Rに複製し、手交する。

(ウ)郵送とする場合

表に「二本松土木事務所道路等維持管理業務委託公募型プロポーザル方式募集要領等請求用封筒在中」と明記した封筒に、電子データ保存用の未使用のCD-Rと返信用の封筒(CD-Rが入る大きさの封筒にCD-Rが返信できる郵便切手を貼付のうえ、返信先を明記)を同封し、一般書留又は簡易書留郵便で上記(1)へ郵送すること。CD-Rに複製し返送する。(配布期間は、請求が上記配布期間内の消印のあるものについて配布

する。)

6 不明な点がある場合の質疑について

(1) 質問書（様式－1）の提出期限並びに提出場所及び方法

質疑事項がある場合、質問書（様式－1）を用い、令和8年2月16日（月）17時までに、上記5（1）に持参、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

なお、ファクシミリ又は電子メールによる場合は、必ず電話で送信確認をしてください。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

令和8年2月18日（水）までに、質問回答書（様式－2）を福島県県北建設事務所ホームページに掲載する。

7 業務提案書の提出について

業務提案書については、協同組合又は共同企業体で1提案のみとし、下記により令和8年3月5日（木）17時までに上記5（1）に1部持参してください。なお、提出後における申請書の内容変更又は再提出は認めません。

(1) 提出書（協同組合・共同企業体共通：様式3－1、協同組合の場合は登記簿、定款、組合員名簿、事業計画書等の写し、共同企業体の場合は、様式3－2、3－3）

(2) 提案書等（様式4－1、4－2、4－3、5－1－1～5、5－2、5－3）

(3) 提案書等の作成について

①提案書は、別添の様式（様式4－1、様式4－2、様式4－3）に基づき作成する。

ア A4、片面使用、横書き、文字11ポイント以上とし、これらが守られていない場合、当該様式に関する評価項目を0点とする。

イ 様式4－1、様式4－2、様式4－3には、今回の提案を評価項目毎に2枚以下（計6枚以下）にまとめて簡潔に記載すること。

ウ 文章を補完する図表、写真等を使用することも可とする。

エ 提案は、「本業務における組織体系に対する提案」「本業務に対する提案」「道路等の維持管理に対する提案」について提案すること。

②業務実績表（様式5－1－1～5）、受託業務実績（様式5－2）の作成に当たっては、以下の項目に留意すること。

ア 業務実施体制について、主任技術者、業務担当者、作業員、除雪の情報連絡員及び除雪機械オペレータの業務実績表を作成するものとする。

イ 同種・除雪業務経歴については、過去5年以内のものがあれば1件以上記載するものとする。

③借上除雪機械一覧表（様式5－3）については、自動車検査証の写しを提出すること。

8 業務提案書の審査及び業務委託候補者の選定

業務提案書の審査は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 業務提案書の審査は、上記4に定める評価項目に基づき審査（ヒアリング含む）し、提案書等の評価を行い、業務委託候補者及び次点の者を選定する。
- (2) 事務局は、業務提案書を提出した者に審査の参考とする資料の提示を求める場合がある。
- (3) 業務委託候補者には、本業務内容について別途見積合わせを行い、単独随意契約により業務を委託する。
- (4) 審査（ヒアリング含む）は非公開で行うが、審査結果については、業務提案書提出者全員に通知するとともに公表する。
- (5) この手続きに参加した者が、下記10（5）（6）の無効に該当する場合は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を業務委託候補者とする。

9 ヒアリング

ヒアリングは令和8年3月11日（水）に実施する予定とし、詳細は一次審査の審査結果通知により通知する。

ヒアリングは、様式4-1、4-2、4-3を補完する説明を受けることとし、新たな資料の配付は認めない。

なお、説明者は様式5-1-1に記載した主任技術者（ほか2名までとする）。

10 無効

次の各号の一つに該当する場合、業務提案書は無効とする。

- (1) 提出者が上記3に定める参加資格を満たしていない場合。
- (2) 業務提案書が、提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (3) 業務提案書が、様式及び本要領に示された条件に適合しないもの。
- (4) 業務提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (5) 業務提案書に虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合。

11 各種様式等

プロポーザルの様式は、以下による。

- | | |
|---|-------------------|
| ① 質問書 | 様式-1 |
| ② 質問回答書 | 様式-2 |
| ③ 公募型プロポーザル方式提出書類送付書 | 様式3-1 |
| ④ 共同企業体関係 | 様式3-2、様式3-3 |
| ⑤ 提案書 | 様式4-1、様式4-2、様式4-3 |
| ⑥ 主任技術者、業務担当者、作業員、除雪の情報連絡員、及び除雪機械オペレータ
業務実績表 | 様式5-1（-1～5） |
| ⑦ 受託業務実績表 | 様式5-2 |

12 その他

- (1) 申請書に記載された個人情報は、本業務においてのみ使用するものとし、本人の同意を得ずに第三者に開示することはない。
- (2) 提出された業務提案書は返却しない。
- (3) 業務提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された業務提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) プロポーザルの審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、業務委託候補者、次点の者については、会社名を公表することを原則とする。また、業務委託候補者以外の者が選定されなかった理由について説明を求めた場合には、その者の取得点数を説明することとするが、各配点者（審査委員）の配点は非公開とする。
- (6) 上記 8（3）の随意契約の見積合わせは、令和8年2月福島県議会定例会において本業務に係る予算が議決されない場合は行わない。また、見積合わせが不調となった場合には、次点の者を業務委託候補者として見積合わせを行う。